

メンテナンスリース契約書

1. 契約番号	2026-F-福-6																				
2. 契約名称	ドローンリース																				
3. リース物件	<p>(1) ドローン本体</p> <table border="1"><thead><tr><th>メーカー</th><th>機種</th><th>数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>●●●●●</td><td>●●●●●</td><td>1 機</td></tr></tbody></table> <p>(2) 付属品</p> <table border="1"><tbody><tr><td>①●●●●●</td><td>●台</td></tr><tr><td>②●●●●●</td><td>●台</td></tr><tr><td>③●●●●●</td><td>●台</td></tr><tr><td>④●●●●●</td><td>●台</td></tr><tr><td>⑤●●●●●</td><td>●台</td></tr><tr><td>⑥●●●●●</td><td>一式</td></tr></tbody></table>			メーカー	機種	数量	●●●●●	●●●●●	1 機	①●●●●●	●台	②●●●●●	●台	③●●●●●	●台	④●●●●●	●台	⑤●●●●●	●台	⑥●●●●●	一式
メーカー	機種	数量																			
●●●●●	●●●●●	1 機																			
①●●●●●	●台																				
②●●●●●	●台																				
③●●●●●	●台																				
④●●●●●	●台																				
⑤●●●●●	●台																				
⑥●●●●●	一式																				
4. リース期間	<p>【開始日】2026年 6月 1日 から 【満了日】2029年 5月 31日まで (36か月)</p>																				
5. リース料 (税抜き)	<p>●, ●●●, ●●●円 (●●●, ●●●円/月、36か月分)</p>																				
6. 消費税額等	第7条第3項の規定による																				
7. 納入場所	福井県福井市石新保町38字臨海1番 (福井国家石油備蓄基地)																				
8. 支払い条件	当該月リース料 毎月末請求締切 翌月末現金支払い																				

上記のリース物件について、賃借者と賃貸者とは次の条項によってメンテナンスリース契約を締結する。

(総 則)

第1条 賃借者及び賃貸者は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行する。なお、賃貸者は、賃借者が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下、「資源機構」という。）からJERAグループ（株式会社JERAを代表企業、株式会社ネクセライズ、苦東石油備蓄株式会社、秋田石油備蓄株式会社、福井石油備蓄株式会社及び志布志石油備蓄株式会社を構成企業とするコンソーシアム）（以下「JERAグループ」という。）への国家石油備蓄基地操業に係る業務委託のうち、JERAグループの業務提携契約に基づき本契約を締結することを承認する。

- 2 契約の目的として、賃貸者は、本契約条項並びに仕様書、図面及びその他関係図書（以下、「仕様書等」という。）に定めるところにより、本契約のリース物件を買い受けて納入し、賃貸及び物件のメンテナンス（以下、「メンテナンスリース」という。）を行い、賃借者は、これを借り受けその代金を支払うものとする。
- 3 本契約の定めと仕様書等の定めが抵触する場合は、別途定めのない限りこの本契約の定めを優先して適用する。

（仕様書の解釈）

第2条 メンテナンスリースに関する規格等に疑義を生じたときは、賃借者の解釈によるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 賃貸者は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部について、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保権を設定する等一切の処分をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による賃借者の承諾を得た場合はこの限りでない。

（秘密保持）

第4条 本契約における「秘密情報」とは、次の各号をいう。

- (1) 本契約にもとづく取引に関し、文書、口頭を問わず提示された技術資料
 - (2) 「秘密」である旨の指定がなされた資料及び情報（書面、口頭、映像等の種類、及び紙媒体、電子媒体等の記録媒体の種類などその形式を問わない。ただし、口頭情報について「秘密」である旨を指定する場合は、開示後30日以内に「秘密」である旨を明記した書面により被開示者に通知するものとする。）
 - (3) 仕様書等に記載の情報
 - (4) 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に規定する個人情報
 - (5) 賃貸者が本契約に基づき知り得た事項のうち賃借者の営業上、技術上の秘密でその漏洩が賃借者にとって不利益となるような事項
- 2 賃借者及び賃貸者は、相手方の秘密情報を、相手方からの書面による事前の承諾がない限り第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときはこの限りでない。
- (1) 開示時点ですでに公知となっているもの
 - (2) 開示時点ですでに賃借者又は賃貸者が正当に所有していたもの
 - (3) 開示後、賃借者又は賃貸者の責に帰すことなく公知となったもの
 - (4) 賃借者又は賃貸者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの
 - (5) 賃借者又は賃貸者が相手方から開示された情報によることなく独自に開発したもの

（秘密情報の適切な管理）

第4条の2 賃借者及び賃貸者は、相手方の秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、次の各号に定める事項を遵守し、秘密情報の漏洩、紛失、破棄、改ざん等（以下、「漏洩等」という。）が生じないよう適切に管理しなければならない。

- (1) 個人所有のパソコン等を用いた秘密情報の取扱い及び保存等を行わない
- (2) 秘密情報の取扱い又は保存等を行うパソコンに、コンピューターウィルスの被害を防ぐため

- のウイルス対策ソフトウェアをインストールし、常に最新のパターンファイルに更新する
- (3) 漏洩の可能性と影響度に応じて、秘密情報取扱規則の作成、関係者への教育、誓約書の徴収、アクセス管理、施錠管理、パスワード設定、情報持出し手段の制限、パソコンや記憶媒体の管理、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他秘密情報の漏洩等防止のための措置を講じる
- (4) 個人情報については、個人情報の保護に関する諸法令、基本方針、ガイドライン等を遵守する
- 2 賃借者及び賃貸者は、万一漏洩等の事実又はその可能性を発見した場合は、すみやかに相手方に報告するものとする。また、合理的理由により相手方から秘密情報の返却、廃棄、抹消等を要求された場合は、すみやかにその措置を講じるものとする。ただし、法令に基づく保存義務等その他の合理的理由がある場合は、この限りでない。
- 3 賃借者は、本契約に基づく業務行為に必要な限りにおいて、資源機構及びJERAグループに対し、本条と同等の義務を課したうえで、賃貸者の秘密情報を開示することができる。

(秘密情報の開示)

- 第4条の3 賃借者及び賃貸者は、相手方からの書面による開示の承諾が得られた場合は、前条と同等の義務を課したうえで、かつ承諾を得られた範囲においてのみ、相手方の秘密情報を第三者に開示することができる。なお、開示を認められた賃借者又は賃貸者は、当該第三者が秘密保持義務に違反した場合は、相手方に対し直接その責任を負うものとする。
- 2 賃借者及び賃貸者は、法律、政府・裁判所その他公的機関からの命令等に基づき、相手方の秘密情報を含む報告、説明、資料提出等を求められた場合は、秘密であることを留保のうえ、必要最小限の範囲についてこれを開示することができる。

(リース物件の引渡し)

- 第5条 賃貸者は、頭書のリース期間開始日までに仕様書等に定めるリース物件の納入を完了し、賃借者は、速やかにリース物件を検査しリース期間開始日に引渡しを受けるものとする。なお、賃借者はリース物件が納入されたときから引渡しのときまで、善良な管理者の注意をもってリース物件の保管を行うものとする。
- 2 リース物件の引渡しの遅滞が生じたときは、遅滞が天災地変その他賃貸者の責に帰することができない事由に基づく場合を除き、遅滞金を徴収する。
- 3 引渡し以降に生じた物件の不具合については、賃貸者の費用負担のもと第6条に定める「リース物件の保守作業」において修理するものとする。ただし、その滅失又は毀損が賃借者の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(リース物件の保守作業)

- 第6条 賃貸者は、リース期間において仕様書に定める保守作業を行うものとする。保守作業にかかる費用はリース料に含むものとし、追加費用の支払いは生じないものとする。ただし、賃借者の故意又は過失による故障・修理については、この限りでない。

(代金の支払)

- 第7条 賃貸者は、頭書の支払条件によりリース料の支払を請求することができる。
- 2 賃借者は、前項の支払請求を受けたときは、頭書の支払条件により賃貸者に代金を支払うも

のとする。

- 3 貸借者は、貸貸者が消費税法に定める納税義務者又は消費税を納める義務が免除される事業者のいずれかにかかわらず、リース料に消費税法及び地方消費税法に定める税率を乗じた金額を支払うものとする。この場合、円未満の端数があるときは切り捨てとする。

(遅延利息)

第8条 貸借者は、約定期間内にリース料の代金を支払わないときは、貸貸者に対して遅延利息を支払わなければならぬ。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントとする。ただし、貸貸者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかつた日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(遅滞金)

第9条 第5条第2項の規定による遅滞金は、頭書のリース期間開始日の翌日からリース物件使用可能となった日までの日数に応じ、遅滞1日につき、本契約のリース料36回分の総額金額(以下、「契約総額」という。)の1,000分の1に相当する金額とする。ただし、その総額が契約総額を超えないものとし、円未満の端数があるときは切捨てとする。

(貸借者による契約の解除)

第10条 貸借者は、貸貸者が次の各号の一に該当するときは、催告を要しないでこの契約を解除することができる。この場合、貸貸者は、貸借者に対し解除による損害を賠償しなければならない。

- (1) 貸貸者の責に帰すべき事由によりリース物件の引渡しを完了することができないとき、又はそのおそれがあると貸借者が認めるとき
- (2) 監督官庁による営業停止処分又は営業免許、営業登録の取消処分を受けたとき
- (3) 貸貸者が差押等強制執行を受け、又は手形・小切手の不渡・支払停止その他財政状態が悪化し、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立がなされるなど、契約の履行を続行できないおそれがあると貸借者が認めたとき
- (4) 本契約の履行にあたり、貸貸者が独占禁止法等、法令に違反したとき
- 2 貸借者は、前項の定めによるほか、必要があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、貸貸者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合を除き、貸借者は残契約期間分のリース料を一括で貸貸者に支払うものとする。
- 3 第1項第1号ないし第4号の規定によりこの契約が解除された場合においては、貸貸者は、契約総額の10分の1に相当する額を違約金として貸借者の指定する期間内に支払わなければならぬ。
- 4 前項の規定は、貸借者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、貸借者がその超過する損害の額につき貸貸者に賠償を請求することを妨げない。
- 5 前項の損害賠償金は本契約の契約総額を超えないものとする。ただし、貸貸者に故意又は重大な過失がある場合は、この制限は適用されないものとする。

6 契約解除と同時に、賃貸者が賃借者に対して支払うべき返還代金、賠償金、遅滞金等、一切の債務について、賃借者及び賃貸者は、その債務と賃借者が賃貸者に対して支払うべき代金債務（本契約に基づくものではない債務を含む。）とを対当額において相殺することに合意する。ただし、賃借者が合意による相殺を希望しないで、それらの債務を清算する場合は、これを妨げるものではない。

（談合等に係る損害賠償）

第11条 賃貸者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賃貸者は、賃借者の請求に基づき、賃借者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、賃貸者は、契約総額（本契約締結後、契約総額の変更があった場合には、変更後の契約総額）の10分の1に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として賃借者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）本契約に関し、賃貸者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があつたとき

（2）本契約に関し、賃貸者の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

（3）本契約に関し、賃貸者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

2 本契約に関し、賃貸者が、次の各号に定める場合のいずれか一に該当したときは、前項に規定する契約総額の10分の1に相当する額のほか、契約総額の100分の5に相当する金額、又は、賃貸者が、次の各号に定める場合のいずれか二以上に該当したときは、賃貸者は、賃借者に対し、前項に規定する契約総額の10分の1に相当する額のほか、契約総額の10分の1に相当する額を損害賠償金として支払わなければならない。

（1）前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき

（2）前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第2項の規定の適用があるとき

（3）前項第2号又は第3号に規定する刑に係る確定判決において、賃貸者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第11条の2 賃貸者は、前条第1項第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを賃借者に提出しなければならない。

（1）独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

（2）独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

（3）独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文

書

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸借者及び賃貸者は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要さず、ただちに本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
 - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 貸借者及び賃貸者は、相手方が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、何らの催告を要さずに、ただちに本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 貸借者及び賃貸者は、自己が前二項に該当しないことを確約し、将来も前二項に該当しないことを表明・確約する。
- 4 貸借者及び賃貸者は、相手方が前項の規定に違反した場合は、何らの催告を要さずに、ただちに本契約を解除することができる。
- 5 賃貸者は、委任又は下請をさせた第三者（以下、「下請先」といい、委任又は下請が数次にわたるときには、そのすべてを含む。以下本条において同じ。）が第1項又は第2項に該当しないことを確約し、将来も第1項又は第2項に該当しないことを表明・確約する。
- 6 賃貸者は、その下請先が第1項又は第2項に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。
- 7 賃貸者が前二項の規定に違反した場合には、貸借者は、ただちに本契約を解除することができる。
- 8 賃貸者は、自己もしくは下請先が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請先をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を貸借者に報告し、貸借者の捜査機関への通報に必要な協力をを行うものとする。
- 9 賃貸者が前項の規定に違反した場合には、貸借者は、何らの催告を要さずに、ただちに本契約を解除することができる。

10 賃借者又は賃貸者が前各項の規定により本契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(贈賄等の防止)

第13条 賃貸者は、日本国の刑法及び不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法、英国の2010年贈収賄防止法、その他賃借者又は賃貸者及び本契約上の賃貸者の義務履行に関連して賃貸者の代理人として業務を遂行し又は行動するすべての者（以下「代理人等」という。）に適用される贈賄その他これに類する不正な利益供与を禁止する一切の法令及び行政当局による決定・命令・指導等（本契約締結日後に改正又は発令されたものを含み、行為地の法令であるか否かを問わない。以下総称して「贈賄禁止法令」という。）を遵守し、代理人等にこれを遵守させるものとする。

2 賃貸者は、本契約に関し、贈賄禁止法令に違反する行為又はその恐れのある行為を行ってはならず、代理人等をしてこれを行わせないものとする。

3 賃貸者が前二項のいずれかの規定に違反した場合、賃借者は、書面による通知をすることにより、賃貸者その他第三者に何ら責任を負うことなく直ちに本契約を解除することができる。この場合において、賃借者は、本契約又は適用法令に基づく損害賠償又は補償を賃貸者に請求することができるとともに、賃貸者は、解除及び損害賠償について、賃借者に一切異議を申し立てないものとする。

(賃貸者による契約解除)

第14条 賃貸者は、次の各号の一に該当する事由があるときは、催告のうえ賃借者と締結している契約の全部又は一部を解除することができるものとし、この場合、賃借者は賃貸者に対し損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

(1) 賃借者が差押等強制執行を受け、又は手形・小切手の不渡・支払停止その他財政状態が悪化し、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立がなされるなど、対価の支払いに支障があると賃貸者が認めたとき

(2) 賃借者の責に帰すべき事由により、賃借者が正当な理由なくリース物件の受領を拒んだとき

(3) 賃借者が賃貸者に渡した仕様書等に、賃借者の故意、重過失による不適切な事項があり、これにより契約の履行が不能となったとき

(4) 賃借者が本契約の各条項のいずれかの重大な部分について違反したとき

(5) 本契約の履行にあたり、賃借者が法令に違反したとき

2 前項の定めにより本契約を解除したときは、賃借者は、契約解除によって賃貸者がこうむる損害を賠償するものとする。

3 前項の請求に基づく損害賠償金は、賃借者と賃貸者とが協議してその額を定めるものとする。ただし、損害賠償金は本契約の契約総額を超えないものとする。

4 第2項の損害賠償金について、賃借者に故意又は重大な過失がある場合は、前項による損害賠償金の制限は適用されないものとする。

(リース物件の返還)

第15条 リース期間の満了又は契約解除により本契約が終了したときは、賃貸者がリース物件を引上げ返還するものとする。この返還に掛かる一切の費用は賃貸者の負担とする。

(再リース)

第 16 条 貸借者は、リース期間満了後、この契約のリース物件を再リースするか、又は終了するか選択できるものとし、本契約を終了するときはリース期間満了日の 1 カ月前までに貸貸者に對し申し出をするものとする。また、再リースとして貸借者及び貸貸者ともに更新の意思がある場合は、再リースの賃借料を含め新たに再リース契約を結ぶものとする。

(情報セキュリティ対策)

第 17 条 貸貸者は、次の各号に掲げる基本的な情報セキュリティ対策を講じ、適切な情報管理に努めなければならない。

- (1) 貸貸者は、本契約に従事する者に対する情報セキュリティ意識の向上に努め、必要な情報セキュリティに係る教育を行うものとする。
- (2) 貸貸者は、本契約に係る情報の紛失・漏えいを防ぐため、本契約に係る情報を管理する責任者（以下、「情報管理責任者」という。）を定め、情報管理責任者の責任の下に情報を管理するものとする。
- (3) 本契約に係る電子情報は、U S B メモリ等の外部記録媒体を用いて電子情報を取り扱う場合はパスワードを設定した外部記録媒体を使用し、情報管理責任者又は所属組織で定められた利用手順等に従い適切に取り扱うものとする。また、情報をネットワークに接続されたサーバー等に保管する場合は不特定多数の者が閲覧、編集、削除等ができないようファイルサーバー等にアクセス制限を設定するなどの措置を講じること。なお、個人所有のパソコン、スマートフォン又は外部記録媒体への情報の保存は禁止するものとする。
- (4) 本契約に係る紙媒体の情報は、書庫や建物における施錠管理等により不特定多数の者が容易に情報を閲覧できないように対策を講じること。また、紙媒体の情報を破棄する場合は、シュレッダーや溶解又は焼却などの復元不可能な状態で破棄すること。
- (5) パソコン等の電子計算機のO S やソフトウェアは最新の状態にし、ウイルス対策ソフト等を導入するなどにより、不正プログラム等の侵入を防止する対策を講じること。
- (6) 貸貸者は、本契約に係る情報の紛失や漏えい又はその恐れが生じた場合は、速やかに貸借者に對し発生状況を報告し、原因究明及びその対処等について協議を行い、必要な対策を講じること。

(危険負担)

第 18 条 リース物件の引渡し前に生じたリース物件の滅失又は毀損による損失は、貸貸者の負担とする。ただし、その滅失又は毀損が貸借者の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(賃金又は物価の変動等に基づくリース料の変更)

第 19 条 貸借者又は貸貸者は、リース期間内に賃金又は物価の著しい変動によりリース料が明らかに不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面によりリース料の変更を求めることができるものとし、その金額については、貸借者と貸貸者とが協議して定めるものとする。

(契約に関する紛争の解決)

第 20 条 本契約及び仕様書等の記載事項の解釈について生じた疑義並びに本契約に定めのない事項については、貸借者と貸貸者とが協議して定めるものとする。貸借者と貸貸者間の協議に

より解決できない事態が生じたときは、第三者によるあっせんにより、その解決を図ることができる。

(存続条項)

第 21 条 本契約の終了後にかかわらず、本条、第 4 条（秘密保持）、第 4 条の 2（秘密情報の適切な管理）、第 4 条の 3（秘密情報の開示）、第 11 条（談合等に係る損害賠償）、第 11 条の 2（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）、第 20 条（契約に関する紛争の解決）及び第 22 条（裁判管轄及び準拠法）の規定は、引き続きその効力を有する。

(裁判管轄及び準拠法)

第 22 条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所の専属的な管轄に属するものとする。

2 本契約は、すべての点で日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

本契約締結の証として、本契約を電磁的に作成し、賃借者及び賃貸者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2026年●月●●日

賃借者 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号

福井石油備蓄株式会社

代表取締役社長 ●● ●●

賃貸者 ●●県●●市●●町第●●号●●番地●●

株式会社●●●●●●

代表取締役社長 ●● ●●